

ご購読者各位

東京法令出版株式会社

## 「3 訂版 わかりやすい古物営業の実務」お詫びと訂正のお願い

本書に誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を次表のとおり訂正してお使いいただきますよう、お願い申し上げます。

該当箇所	誤	正
巻頭 ⑬ 頁 及び本文 41 頁 チャート中 (NO の下)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           既存営業所を所轄する 警察署長に提出         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ① 仮設店舗の場所を所轄する警察署長に提出 又は ② 既存営業所を所轄する警察署長に提出         </div>
巻頭 ⑱ 頁 及び本文 44 頁 チャート中 (NO の下)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           既存営業所を所轄する 警察署長に提出         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ① 競り売り場所を所轄する警察署長に提出 又は ② 既存営業所を所轄する警察署長に提出         </div>
本文 63 頁 上から 1 行目 本文 118 頁 下から 10 行目	変更後の主たる営業所等の所在地の所轄警察署に提出することとなります。	変更後の主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に対して、 <b>変更前の</b> 主たる営業所等の所轄警察署を経由して提出することになります。例えば、主たる営業所等を A 県 a 署管内から B 県 b 署管内に移すときは、B 県公安委員会宛の変更届出書を A 県 a 警察署の生活安全担当課に提出します。
本文 66 頁 下から 4 行目	上記①から④まで	上記①から⑤まで